

2011年10月5日

徳島大学長 香川 征 殿
徳島大学役員会 御中

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 葭森健介

総務・財務担当理事の兼業に関する学長からの回答に対する 組合の見解

日々、公正な運営に基づく徳島大学の発展のためにご尽力のことと拝察いたします。

さて、「総務・財務担当理事（副学長）の兼業に関する報告の請求」に対するご回答、ありがとうございます。「今後も高い倫理性を保ち、公正な大学運営に努めてまいります」とのことでした。この点に関しましては組合としても全面的に賛同いたします。

理事に対しては、一般教職員とは比較にならないほどの高い倫理観が求められていることは言うまでもありません。教職員や社会から疑念を抱かれるような行動はつつしみ、徳島大学での職務に専念されることを期待します。

今後の推移を見守りたいと考えておりますが、ご回答に関する組合としての見解を表明いたします。

【「事実調査」についての回答がなされなかった点について】

まず、組合としては「関連する事実関係の調査と、それにもとづく対応結果」につきましてご報告をお願いしたのですが、「対応として兼業規則の見直しを行う」という趣旨のご回答のみで、「関連する事実関係の調査」についてはご回答がいただけませんでした。

従来役員も準拠してきた兼業規則において「原則禁止」と明記されている他大学における理事兼業が、今回なぜ、いかなる手続にて承認されるに至ったのか、その過程における問題点は何か、などのことが明らかにならないままに、「今後の対応」を検討することには無理があります。

また、今回の件に関して、部局長会議や事務連にて説明が行われたとのことですが、一般教職員に周知されてはおりません。適切な手段によって一般教職員に対しても説明が行われることを希望します。

【国立大学教職員の兼業の趣旨について】

国家公務員時代に原則禁止されていた国立大学教職員の兼業が、独立行政法人化によって解禁された趣旨は、大学発ベンチャーが盛んなアメリカに対抗するために、日本の大学が持つ研究成果を産業に還元するということでした。他大学の運営にかかわる理事を兼業

することは、この本来の趣旨とは異なります。

「本学においても社会貢献としての兼業を拡大していく」という意見には組合としても賛成ですが、それは具体的には例えば徳島大学発のベンチャー企業を育成するなどのことであって、本来の趣旨とは異なる職種にまで兼業可能な職種を拡大することではありません。「兼業の拡大」ということで、「兼業可能な職種を拡大する」というのは論理の混乱と言わざるを得ません。

【今回の兼業が「徳島大学のためにもなる」というご回答について】

今回の兼業の許可にあたって、「他大学への兼業による社会貢献や、私学における教育等の実情を役員が目で見ることによる本学へのフィードバック等、本学の今後の大学運営にとってはむしろ有益である」とのことですが、「他大学への兼業」が「社会貢献」になるということの主旨がよく理解できません。

また、今回の兼業における業務内容は、「大学を取り巻く状況を踏まえた大学運営上の様々な教育問題等について、幅広い見地から指導、助言を行う」ということですので、私学における教育の実情を本学にフィードバックすることは、下手をすると相手先大学における守秘義務に違反する可能性があるということも考えておく必要があります。

他大学との連携の必要性については組合としても十分に承知しておりますが、それは大学間の公式の協定にもとづいて進めるべきものであり、理事の兼業によって行うべきものではありません。

【兼業規則の改正について】

今後の対応に関してですが、今回の問題の一つは「役員規則の不備」であると考えられます。役員規則の整備がなされましたときに、今回の件につき改めて審査されることを希望します。

職員就業規則の中の兼業規則については、改正すべしという要望も出ていない状況であること、また上述の通り、学校法人や医療法人等の理事兼業は、国立大学教職員の兼業の本来の趣旨とは異なるものであることから、今回あえて改正する必然性がないと考えます。

回答にお書きのような改正を行った場合、他の規則や現状との齟齬が発生するおそれもあると思われ（ご回答の中に、「理事長等を除く」との記述がありますが、現在はNPO法人の理事長兼業は認められているなど）。慎重にご検討いただきますよう希望します。

【まとめ】

- 1) 役員には、一般教職員とは比較にならないほどの高い倫理観が求められていることを踏まえ、教職員や社会から疑念を抱かれるような行動はつつしみ、徳島大学での職務に専念されることを期待します。
- 2) 問題の解決や再発防止には、まずは事実関係の調査と情報公開が必要です。今回の

件に関連する事実関係の調査に対するご回答が得られなかった点が遺憾です。

- 3) 今回の件につき、一般教職員に対しても説明の周知を図ることが必要だと考えます。
- 4) 今回の兼業は、国立大学教職員の兼業が法的に解禁された趣旨と合致せず、承認されるべきではなかったと考えます。
- 5) 今回の件に関連して必要なのは役員規則の整備であり、兼業規則の改正は不要と考えます。なお、役員規則が整備された場合、本件兼業につき改めて審査されることを希望します。

徳島大学教職員労働組合としましては今後とも引き続き、本学に働く者の声を代表して、本学が働きやすい職場、社会的に大いに信頼される大学となるように、大学全体にかかわる提案や要望を出してまいり所存です。本学の発展のためのご協力は惜しみませんので、よろしくお願いいたします。